犬・猫用

「ペットフード安全法」により

# ペットフードの「5つの表示」が義務化されました

（平成22年12月2日以降製造分より）

**1 名称**

犬用か猫用かを
わかるように
表示します。

**2 賞味期限**

栄養価や
風味を保証できる
期限です。

**3 原材料名**

添加物も含め、
使用している原材料を
すべて記載します。

**4 原産国名**

ペットフードが
製造された国です。

**5 事業者名と住所**

事業者の種別（製造業者、
輸入業者、または販売業者）と
名称、住所が
表示されます。

詳しくは　環境省ホームページ
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/

環境省
Ministry of the Environment

未来が変わる。日本が変える。 チャレンジ25

地球のいのち、つないでいこう
生物多様性

■お問い合わせは

ペットフード安全法について ➡ 環境省の各地方環境事務所へ

購入したペットフードについて ➡ 製造業者、輸入業者、または販売業者へ

ペットの健康や食事に関するご相談は ➡ かかりつけの動物病院へ

作成：一般社団法人 ペットフード協会